

《 事務所ニュース 2020年9月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

マイナンバーカードの健康保険証 利用受付が始まりました！

2021年3月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できることになっていますが、その申込みが始まりました。詳細はマイナポータルホームページに掲載されていますが、概要は以下のようなものです。

◆ メリットは？

- ① 就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える
- ② マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・医療費が見られる
- ③ マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできる（2021年分確定申告から）
- ④ 窓口への書類の持参が不要になる

◆ 使い方は？

医療機関や薬局でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで使えます。オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できます。医療機関や薬局は、マイナンバーカードをかざした後、顔写真で本人を確認します。また、医療機関や薬局が12桁のマイナンバーそのものを取り扱うことはなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

ただ、オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要です。

◆ 事前に準備するもの

- ① 申込者のマイナンバーカード+数字4桁の暗証番号（パスワード）
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（またはPC+ICカードリーダー）
- ③ 利用するブラウザ用のマイナポータルアプリのインストール

なお、マイナポータルホームページでは、パソコンの場合とスマートフォンの場合の利用申込方法の動

画が公開されております。

【マイナポータル「マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります！」】

https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html?fbclid=IwAR2jRv7ros5drqQWeFXxg87T91cjFNTxGqwFlK8u2lo1gTxnuV_FgR2RAto

8月1日から雇用保険の基本手当日額が 変更になっています！！

◆ 「基本手当日額」の変更

雇用保険の基本手当日額が、令和元年度の平均給与額が平成30年度と比べて約0.49%上昇したことおよび最低賃金日額の適用に伴い変更されています。なお、平均給与額については、「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額（再集計値として公表されているもの）が用いられています。

◆ 具体的な変更内容

- 1 基本手当日額の最高額の引上げ
基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下のようになります。
60歳以上 65歳未満 7,150円→7,186円 (+36円)
45歳以上 60歳未満 8,330円→8,370円 (+40円)
30歳以上 45歳未満 7,570円→7,605円 (+35円)
30歳未満 6,815円→6,850円 (+35円)
- 2 基本手当日額の最低額の引上げ
2,000円→2,059円 (+59円)

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行